

【新規法人設立時の届出書類一覧】

届出先	届出書類	提出期限・留意点
税務署	①法人設立届出書	・ 設立時から2ヶ月以内 ・ 定款写し、登記簿謄本等の必要書類
	②給与支払い事務所等の解説届出書	・ 設立時から1ヶ月以内
	③棚卸資産の評価方法の届出書	・ 確定申告の提出期限まで (申請がない場合、最終仕入原価法適用)
	④減価償却資産の評価方法の届出書	・ 確定申告の提出期限まで (申請がない場合、建物をのぞき、定率法適用)
	⑤青色申告の承認申請書 (青色申告希望時)	・ 設立3ヶ月を経過した人最初の事業年度終了日のうち、早い日の前日
	⑥源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書	・ 提出月の翌月以降に支払う給与等から適用
都道府県税事務所 (市町村役場)	事業開始等申告書 (法人設立・設置届出書)	・ 各都道府県で定める日
社会保険事務所	■健康保険、厚生年金保険 ①新規適用届 ②新規適用事業所現況書 ③被保険者資格所得届 ④被扶養者届 ⑤国民年金第三号被保険者関係届	・ 法人の事業所はすべて加入 ・ 届出は速やかに
公共職業安定所	■雇用保険 ①適用事業所設置 ②被保険者資格取得届	・ 従業員を雇用した場合 ①開設後10日以内に届出 ②雇用した翌月の10日迄に届出
労働基準監督署	■労災保険 ①保険関係成立届 ②適用事業所報告	・ 従業員を雇用した場合 ①事業開始から10日以内に届出 従業員を10人以上雇用する場合「就業規則」の届出も必要